

広 報

内 潟

5月号

内潟駐在所
Tel. 58-2351
または
五所川原警察署
Tel. 35-2141



五所川原警察署
ホームページ

山菜採りの遭難をなくそう

令和6年の山菜採り遭難発生状況

発生件数 **23件** (前年比-13件)
遭 難 者 **24人** (前年比-17人)
死 者 **1人** (前年比-3人)



遭難防止のアドバイス

- 天気を確認し、行き先を家族などに伝える
- 携帯電話は車に置かず持ち歩く
- 集合時間を守り、早めの下山を心がける
- 日没後は歩き回らず救助を待つ

春の山菜採り遭難の特徴

- **タケノコ採りの遭難が最も多い**
- **山菜採りの遭難は高齢者が大部分を占めている**
- **「道迷い」が圧倒的に多い**



横断歩道は歩行者優先

車両等は、横断歩道に接近する場合、

- 近くに歩行者がいないか確認
- 横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速
- 横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止

しなければなりません。

これらのルールに違反すると

「横断歩行者等妨害等」

の違反となります。



ルールを守って自転車事故を防止しよう



道路交通法では、自転車は「軽車両」に分類され、「車両」の仲間となるため、自動車と同じように守らなければならないルールが定められています。

令和6年11月1日から、道路交通法が改正され、自転車の「**ながらスマホ**」「**酒気帯び運転**」の罰則が強化されました。

駐在所から



薄市小学校付近において、春の全国交通安全運動に伴う街頭監視活動を実施しました。

3月中は事件0件、人身事故0件、物件事故0件でした。

悪質商法の被害に遭わないために

悪質商法とは

言葉巧みに勧誘して、高額な商品やサービス等売りつける販売方法です。

警察では悪質業者を摘発しています。

「被害に遭った。」「おかしい。」と思ったら、警察安全相談「#9110」

または最寄りの警察署にご相談ください。